

令和 9 年度

国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

令和 8 年 6 月

米軍基地対策の推進

(最重点・重点・一般事項)

最重点事項

1 有機フッ素化合物対策の推進

(提案要求先 農林水産省・環境省・防衛省)
(都所管局 環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局)

- (1) 有機フッ素化合物（以下「P F O S等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。
- (2) 健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- (3) 「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和6年11月更新）」について、P F O S及びP F O Aが局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。
- (4) 土壌中のP F O S等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
- (5) P F O S等の農畜産物等への影響を速やかに明らかにするとともに、必要な対応を行うこと。
- (6) 現在も使用されているP F O S等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
また、国の施設においてもP F O S等を含有する泡消火薬剤の交換を速やかに進めること。
- (7) 横田基地内で発生したP F O S等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

<現状・課題>

P F O S等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はP F O S及びP F O Aについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境中について指針値を設定し、指針値を超過した場合の対応を参考情報として「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和 6 年 11 月更新）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はP F O S等に関する専門家会議等を新たに設置する等、P F O S等に係る総合的な対応について検討を進め、令和 5 年 7 月に「P F O S、P F O Aに関するQ & A集（令和 6 年 8 月更新）」（以下「Q & A集」という。）及び「P F A Sに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的高い濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではP F O S等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Q & A集において、P F O S及びP F O Aが人の健康に及ぼす影響及び環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（P F A S）の食品健康影響評価書」では、P F O S及びP F O Aの耐容一日摂取量（T D I）を設定し、今回設定したT D Iを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされている。しかし、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたものの、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としているほか、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、手引きにおいて、各地方公共団体が行う地域住民の健康状態の把握及び健康影響に関する調査・研究について言及されているが、評価の方法等が示されていないなど、対応可能な内容となっていない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にP F O S及びP F O Aが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壤に浸透したP F O S等に関しては、国が令和 5 年 7 月に土壤中のP F O S、P F O A及びP F H x Sの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壤で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壤調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

なお、国は、令和 7 年 8 月に国内流通する農畜水産物 14 品目に含まれるP F A Sの含有実態調査の結果を公表したが、実態把握は依然不十分である。

国は、今後も使用が継続される可能性があるP F O S等を含有する泡消火薬剤について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているP F O S等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、P F O S等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。

また、駐車場に設置した泡消火設備においては、P F A Sを含有する水性膜泡消

火薬剤が広く用いられてきたが、令和 8 年 3 月に消防法令が改正され、大幅な改修を必要とせず、P F A S 非含有の他の種別の泡消火薬剤への交換が可能となった。しかし、消防法令の改正や泡消火薬剤を転換する必要性等について、設置者の認識が十分に醸成されていないことなどから、交換が進展していない状況が続いている。

横田基地においては、平成 22 年から平成 24 年までの間に 3 件の P F O S 等を含む泡消火薬剤の漏出があったほか、令和 5 年 1 月には P F O S 等を含む水の漏出があったことが確認されている。また、令和 6 年 8 月に P F O S 等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報もあったことなどから、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等を評価・公表等することが求められている。

<具体的要求内容>

- (1) P F O S 等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、P F O S 等が人の健康に及ぼす影響及び土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。
- (2) 人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。
- (3) 手引きについては、都内のように P F O S 及び P F O A が広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。
- (4) 土壌中の P F O S 等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。
- (5) 地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を速やかに明らかにするとともに、安全性に関する基準の早期策定や対策の提示等必要な対応を行うこと。
- (6) 今後も使用が継続される可能性がある P F O S 等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。また、国の施設において P F O S 等を含む泡消火薬剤の保有状況を速やかに把握するとともに交換を進めること。交換が完了するまでは P F O S 等含有泡消火薬剤漏出防止のための管理、点検等適切な対応を行うこと。更に、消防法令の改正により、大幅な改修を必要とせず、P F A S 非含有の泡消火薬剤へ交換できることを受けて、交換促進を広く周知するとともに、P F A S 非含有泡消火薬剤が十分に供給され、迅速に交換が進むようメーカー等に働きかけること。
- (7) 国の責任において、横田基地内で発生した P F O S 等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、P F O S 等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

2 横田基地の軍民共用化の推進

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成 28 年 6 月以降開かれていない。

国土交通省の審議会では、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われ、平成 26 年 7 月に発表された「中間取りまとめ」において、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネスジェットの入受を含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネスジェットの入受を含めて、その早期実現を図ること。

参 考

○これまでの主な経緯

- 平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意
12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置
- 平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）
- 平成18年 5月 ・在日米軍再編の最終取りまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）
・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催
- 平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
- 平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議
- 平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議
- 平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米國務次官補に、共用化の早期実現を要請
・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請
7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議
- 平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立

- 10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成29年8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成30年8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成31年1月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和2年9月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和4年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和4年7月 「国と東京都の実務者協議会」において、横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和5年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和6年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和7年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和8年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

重点事項

1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

(提案要求先 外務省・防衛省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

<現状・課題>

都内には、現在7か所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 日米地位協定(第2条第3項)では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならない、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。
また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

参 考

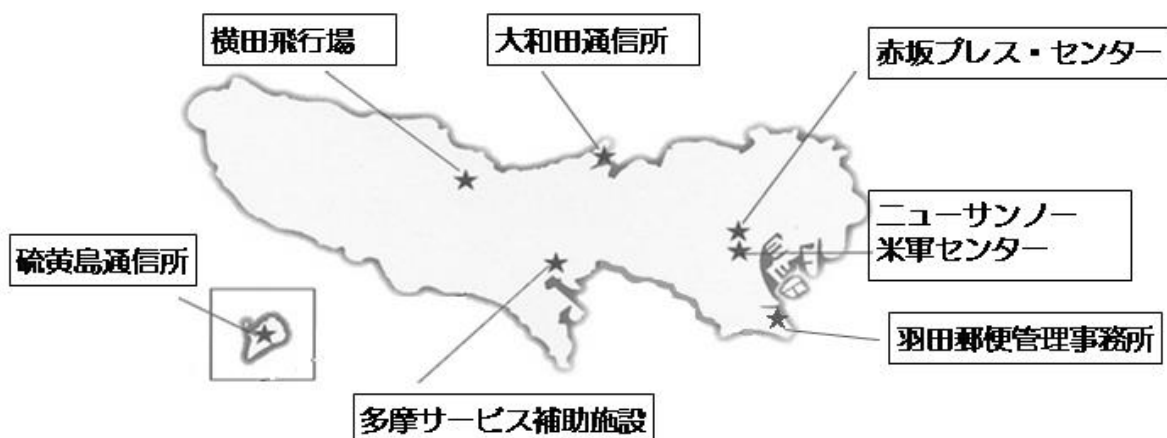
○ 都内の米軍基地

【都内米軍基地の概要】

令和8年1月1日現在

施 設 名	所 在 地	用 途	面積(m ²)
赤坂プレス・センター	港区	事務所（事務所、ヘリポート等）	26,938
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町（埼玉県狭山市）	飛行場（滑走路約 3,350 m×約 60 m、住宅、学校、事務所等）	7,136,404 ※7,139,452
多摩サービス補助施設	多摩市、稲城市	その他（ゴルフ場、レクリエーション施設等）	1,948,345
大和田通信所	清瀬市（埼玉県新座市）	通信（通信施設）	247,227 ※1,199,442
硫黄島通信所	小笠原村	通信（訓練施設）	6,630,061
ニューサンノー米軍センター	港区	その他（宿泊施設）	7,243
羽田郵便管理事務所	大田区	事務所	建物のみ

※埼玉県域も含む基地全体の面積



2 横田飛行場における CV-22 オスプレイに係る対応

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 機体の安全性や運用について、基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。
- (2) 安全対策の徹底と生活環境への配慮等を米国に働きかけること。
- (3) 今後の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供するなど、地元自治体や基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。

<現状・課題>

オスプレイについては、国内外での事故や予防着陸などがたびたび発生している。

令和4年には、ハード・クラッチ・エンゲージメントの発生を契機に、CV-22 オスプレイの飛行運用の一時停止、地上待機措置が取られ、令和5年2月に、予防措置として、一定の飛行時間を経過したオスプレイについて、一部の部品を交換することが公表された。

また、令和5年8月にはオーストラリアで、パイロットの操縦ミス等を原因とした MV-22B オスプレイの墜落事故が発生し、さらに、同年11月には鹿児島県屋久島沖で、機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士の意思決定を原因とした CV-22 オスプレイの墜落事故が発生した。加えて、令和6年11月に米国で発生した CV-22 オスプレイの予防着陸を受け、飛行を一時的に見合わせ、機体の点検を行った上で、飛行を再開したものの、令和7年7月以降5回の予防着陸が発生していることなどもあり、基地周辺住民にあっては、オスプレイの安全性に対する不安を募らせている。

CV-22 オスプレイについては、平成30年10月に5機が横田飛行場に配備され、令和3年7月には地元自治体に対する事前の情報提供がなく1機が追加配備された。また、令和7年6月に、1機が横田飛行場に飛来し、同年10月に令和5年11月に墜落した機体の代わりとして配備された、残りの4機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計10機を横田飛行場に配備する計画に変更はないと国が発表した。令和3年7月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、基地周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねない。

<具体的要求内容>

- (1) 令和5年11月に発生した鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属 CV-22 オスプレイの墜落事故について、二度とこのような事故を起こすことのないよう、

安全対策の徹底を国の責任において米国に要請すること。

- (2) 機体の安全性や運用に関する基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。
- (3) 運用に際しては、常に日米合同委員会合意を遵守するなど、安全対策を徹底するとともに、騒音軽減など生活環境への配慮等を米国に働きかけること。
- (4) 今後の配備にあたっては、国の責任において、必ず事前に、都をはじめ地元自治体や基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報を提供するなど、十分な説明責任を果たすこと。

また、今後の配備計画について、明らかにすること。

3 横田空域及び管制業務の返還

(提案要求先 外務省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

<現状・課題>

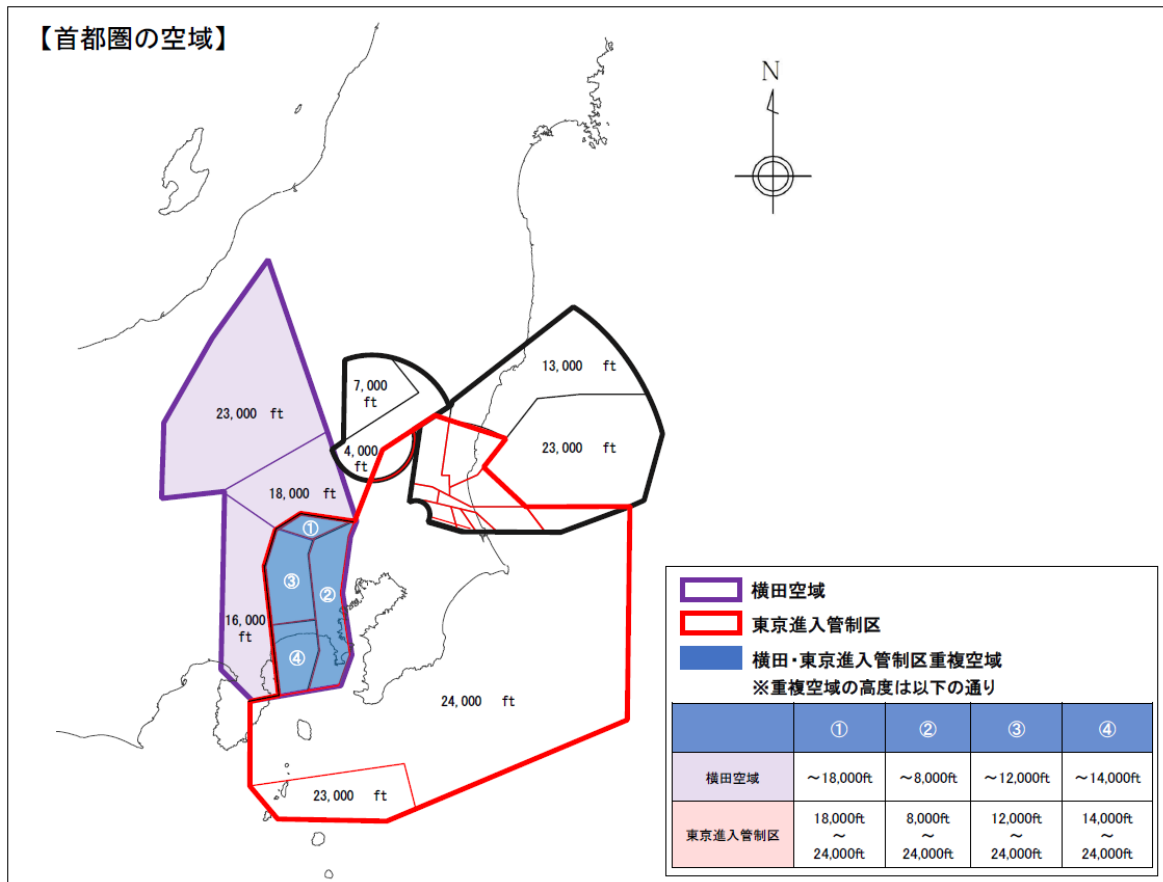
在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成 20 年 9 月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったほか、平成 31 年 1 月に羽田の新飛行経路運用のため横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と合意し、令和 2 年より正式運用が開始されたが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成 22 年 5 月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

<具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。



一般事項

1 日米地位協定及びその運用の見直し

(提案要求先 内閣府・外務省・防衛省・厚生労働省)
(都所管局 都市整備局・総務局・環境局・保健医療局)

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保に係る国内法令
(条例を含む。)を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。
- (2) 施設及び区域の運用に当たっては、基地周辺住民の安全確保を優先し、細心の配慮と安全対策を徹底すること。
- (3) 米軍構成員等の規律の保持及び犯罪等の再発防止に努めること。
- (4) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、日本国内と同様の対策が実施できるよう調整すること。
- (5) 災害時の被害を最小限に抑えるため、基地を活用できるようにするとともに、米軍による支援を速やかに受けられるよう、国、自治体及び米軍による連携の枠組みを確立すること。

<現状・課題>

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和 35 年に締結されて以来一度も改定されておらず、日米地位協定及びその運用については、社会状況の変化に対応した見直しを行う必要がある。平成 30 年 7 月及び令和 2 年 11 月の全国知事会議においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含めた「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議された。

施設及び区域の運用は都民生活に様々な影響を与えており、運用にあたっては、基地周辺住民の生活への最大限の配慮が必要である。基地周辺の生活環境を保全し安全を最大限確保することで、地元を与える影響を最小限にとどめることが求められる。

また、米軍構成員等による犯罪等は、都民の米軍への不信に繋がりがねないため、規律の保持が求められる。しかしながら、令和6年に、米軍構成員等による複数の性犯罪事件について、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになった。さらに、令和7年4月に沖縄県で発生した横田基地所属の米軍人による不同意性交等事件については、報道で明らかになり、捜査当局による事件処理が終了しているにもかかわらず、地元自治体に情報提供がなく、また、令和6年7月から開始された情報共有体制に係る新たな運用に基づく、国による都への個別の相談もなされなかった。

これらに加え、基地周辺の防疫対策に万全を期すことも求められている。

さらに、災害時においては、米軍との円滑な連携が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全を確保するため、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などの国内法令を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。

平成27年9月に締結された環境補足協定については、通報の有無に関わらず立入調査を行えるよう、改善を図ること。

また、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

- (2) 施設及び区域の運用に当たっては、基地周辺住民の安全確保を優先し、住民に不安を与えることのないよう、細心の配慮と安全対策を徹底するとともに、下記取組を進めること。

- ① 米軍機の飛行について、平成11年1月14日の日米合同委員会合意（日本の航空法により規定された最低高度基準を用いる）の遵守はもとより、特例法により適用除外とされている航空法第81条の規定（飛行時の最低安全高度）を適用すること。
- ② 航空機や装備品等使用機材の万全な整備点検、危険物の輸送管理、訓練時の安全対策の徹底を協定上、明記すること。
- ③ 横田基地など都内の基地を離発着する米軍機の運用において、事故を防止し、安全を確保するための適切な措置を講ずること。
- ④ 横田基地においては、同基地所属以外の部隊による訓練を極力行わないことはもとより、行う場合には当該部隊の隊員への安全対策に関する指導を徹底すること。（都市整備局→外務省・防衛省）

- (3) 米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底するとともに、警らの強化等、抜本的かつ適切な措置を講ずること。特に飲酒運転については、令和3年度から令和7年度までの5年間で7回発生してい

ることを踏まえ、一定期間の飲酒の禁止等を含め、飲酒運転の根絶に向けた取組の強化を図ること。

あわせて、再発防止策の徹底を行うとともに、地元自治体の意向も踏まえながら、引き続き、日米両国政府において更なる再発防止策を講ずること。

また、軍属の範囲を明確化するため平成 29 年 1 月に締結された軍属に関する補足協定について、第 5 条で定める、通報及び定期的な報告等に関する情報を、公表すること。

さらに、性犯罪等の重大事件について、日米両国政府で連携のうえ、被害者のプライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への情報提供を徹底すること。（都市整備局→外務省・防衛省）

- (4) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施設及び区域に適用する旨を、日米地位協定上、明記すること。また、基地内における既知の感染症の集団発生や新興感染症の発生など状況が変化した場合に対応するため、日米地位協定の見直しまでの間、特別協定を締結するなど、迅速に対策を講ずること。（都市整備局・保健医療局→外務省・厚生労働省）
- (5) 都の防災訓練に米軍が参加してきた実績及び東日本大震災において実証された災害時の米軍の有用性を踏まえて、災害時における基地の活用や米軍の資機材及び人員の支援など、米軍との円滑な連携を図るための実効性のある仕組みづくりを行うこと。（都市整備局・総務局→内閣府・外務省・防衛省）

2 基地周辺の生活環境整備対策

(提案要求先 財務省・環境省・防衛省)
(都所管局 都市整備局・環境局)

- (1) 基地周辺の航空機騒音について、日米合同委員会の合意事項の厳守などにより、その軽減を図ること。
- (2) 基地周辺の生活環境整備対策を拡充すること。

<現状・課題>

都内の基地の多くは人口が密集した市街地に所在しており、横田飛行場及び厚木飛行場については、基地周辺住民の騒音被害の軽減のため、航空機騒音の規制に関する日米合同委員会合意がなされている。

しかし、基地周辺住民は、依然として航空機の騒音による負担を強いられており、また、都が実施している航空機騒音調査によると、横田飛行場周辺においては、環境基準を達成していない地域がある。

国は、基地の設置・運用により生じる障害の防止等のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を講じているが、基地周辺の生活環境整備や民生安定を図る上で十分とはいえない。

都内の他の基地周辺においても、生活環境整備の取組を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の航空機騒音の軽減を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 横田飛行場及び厚木飛行場については、航空機騒音に関する日米合同委員会の合意事項の厳守を米軍に申し入れること。特に、22時から6時まで飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。また、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、盆、年末年始、入学試験時期等特別な日の飛行訓練等を極力行わない等の対策を講ずること。(都市整備局・環境局→環境省・防衛省)
- ② 横田飛行場においては、住宅が密集した市街地に所在していることを踏まえ、騒音が著しい戦闘機の離着陸を伴う訓練を行わないこと。(都市整備局→防衛省)
- ③ 都内の基地においては、以下の取組を進めること。
 - ・ 市街地上空での低空飛行や旋回飛行を回避すること。(都市整備局→防衛省)
 - ・ 航空機の点検等に伴い発生する騒音について必要な防音措置を講ずること。(都市整備局・環境局→環境省・防衛省)
 - ・ 航空機の低騒音化技術開発及び低騒音機の使用を促進するよう、米軍に申し入れること。(都市整備局・環境局→環境省・防衛省)

(2) 基地周辺の生活環境整備対策を拡充するため、以下の取組を進めること。

① 横田飛行場及び厚木飛行場については、以下の取組を進めること。

- ・ 住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。
また、新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。特に、第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。（都市整備局→財務省・環境省・防衛省）
- ・ 厚木飛行場について、現行区域の解除及び新たな区域の指定並びに告示後住宅の防音工事の実施にあたっては、丁寧な説明と対応に努めること。（都市整備局→防衛省）
- ・ 障害防止工事及び民生安定施設における防音助成の採択基準の見直しや補助対象の拡大等、基地周辺対策を充実強化するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額等、基地周辺対策関係予算を拡充すること。（都市整備局→財務省・環境省・防衛省）

② 都内の基地については、以下の取組を進めること。

- ・ 地元自治体を実施する騒音測定器購入等の費用について、国の助成制度を設けること。（都市整備局→防衛省）
- ・ 基地が密集した市街地にあることによる住民への負担を考慮し、新しい交付金制度の創設を検討すること。（都市整備局→財務省・環境省・防衛省）

参 考

(1) 基地周辺の騒音の現状

【航空機騒音に係る騒音基準適合地点数（令和6年度調査）】

飛行場	地域類型	基準値 [デシベル]	固 定 調 査		分 布 調 査	
			測定地点数	適合地点数	測定地点数	適合地点数
横田飛行場	I 類／住居系	57以下	4	3	11	10
	II 類／その他	62以下			1	1

(注) 1 基準値は、L d e n（時間帯補正等価騒音レベル）である。

2 固定調査期間は原則として12ヶ月、分布調査期間は14日間である。

【騒音発生状況】

年 度	測定局	昭 島	瑞 穂	福 生	武蔵村山
	騒音発生状況				
令和5 年度	騒音発生回数（回／年）	6,019	9,710	1,259	318
	日 最 高（回／日）	84	102	21	12
	F C L P実施日数（日）	0	0	0	0
令和6 年度	騒音発生回数（回／年）	6,248	9,708	1,263	479
	日 最 高（回／日）	82	96	24	19
	F C L P実施日数（日）	0	0	0	0

(注) 1 「騒音発生回数」は、70デシベルを5秒間以上超えた航空機騒音の回数を集計している。

2 「日最高」とは、1年間で最も騒音の発生が多かった日の騒音発生回数である。

3 「F C L P」とは、米空母艦載機着陸訓練のことである。

(2) 国の住宅防音工事助成

【工事实績（昭和50年度～令和7年度）】

場 所	横田基地周辺（8市1町）
件数（件）	53,377

3 基地における環境対策の推進及び情報提供

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局・環境局)

基地における環境対策を推進するとともに、地元自治体への適切な情報提供を行うこと。

<現状・課題>

米軍基地の環境管理に関しては、米軍が定める「日本環境管理基準」が適用され、日米合同委員会の環境分科委員会で協議されることとなっているが、米側のデータについては自治体に提供されていない。

しかし、航空機の排ガスによる大気汚染などの防止のためには、汚染物質の排出状況等の情報提供が必要である。

また、基地ではこれまで度々燃料等の漏出事故が発生している（横田基地：平成 19 年に約 1,480 ガロンの燃料漏れ、平成 5 年に約 18,000 ガロンの燃料漏れ、平成 11 年から平成 18 年までの間に 90 件の有害物質漏れなど）。こうした事故や汚染物質の排出は、基地周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があるため、国及び米軍は、自治体へ情報提供を行うとともに、適切な環境対策を講ずる必要がある。

令和 5 年には横田基地において平成 22 年から平成 24 年までの間に 3 件の泡消火薬剤の漏出があったほか、令和 5 年 1 月には P F O S 等を含む水の漏出事案があったことが確認されている。また、令和 6 年 8 月に P F O S 等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報が提供されるなど、都内の基地周辺の住民に不安を与えている。

これらに加え、海外からの特定外来生物の侵入、定着を防止する必要がある。

さらに、基地の運用に当たり、地球温暖化防止対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の大気汚染などの防止を図るため、基地内に設置されている関連施設の設置概要や汚染物質等の排出状況について、情報提供を行うとともに、地元自治体職員が立入りを希望した場合は、速やかに応ずるなど環境対策の推進を図ること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

- (2) 基地内での燃料等の漏出を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うこと。

また、漏出事故発生の際は、米軍から提供された情報を含め、地元自治体に速やかに情報提供を行うとともに、基地周辺住民の安全確保を優先し、適切な対策を講ずること。（都市整備局→外務省・防衛省）

- (3) ヒアリ、アカカミアリ等の特定外来生物の国内への侵入、定着を防止するため、「日本環境管理基準」に基づき適切に対応すること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

- (4) 基地の運用に当たっては、地球温暖化防止の観点から、効果的な二酸化炭素排出削減対策を講ずること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

4 地元自治体への財政支援

(提案要求先 総務省・財務省・外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局・総務局)

地元自治体への財政措置を強化すること。

<現状・課題>

国は基地の所在する市町村に基地交付金及び調整交付金を交付しているが、予算措置等が十分でない。また、新たに国有提供施設の資産が増えた場合には、日米合同委員会における提供合意を早期に行い、基地交付金の対象資産として実態に即して算定されるようにする必要がある。

さらに、再編交付金の横田基地周辺自治体への交付は平成 28 年度で終了したが、基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、引き続き財政措置を講ずる必要がある。

これらに加え、CV-22 オスプレイの配備に伴う財政措置を講ずる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）は、対象資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に 100 分の 1.4 を乗じた額）が交付できるよう、また、調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）は、米軍資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に 100 分の 1.4 を乗じた額）及び地方税非課税相当額が交付できるよう、予算を増額すること。なお、地方税の代替措置という性格や基地対策という特殊性に鑑み、一般行政施策と同列視することなく取り扱うこと。
- (2) 基地交付金について、国が買い入れた飛行場周辺の指定区域の土地等を対象資産とすること。
- (3) 財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。（以上、都市整備局・総務局→総務省・財務省）
- (4) 新たに国有提供施設の資産が増えた場合（既に米軍が使用している場合を含む。）は、日米合同委員会における提供合意を早急に行うこと。（都市整備局→外務省・防衛省）
- (5) 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金の横田基地周辺自治体への交付は平成 28 年度で終了したが、基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる財政措置を講ずること。（都市整備局→防衛省）
- (6) 平成 30 年 10 月に横田基地へ CV-22 オスプレイが 5 機配備、令和 3 年 7 月には 1 機が追加された。また、令和 7 年 6 月には、1 機が令和 5 年 11 月に墜落した機体の代わりとして配備された。段階的に計 10 機及び約 450 人の人員の配備が計画されており、航空機騒音の増大や米軍人口の増加に伴い基地周辺住民への負担や地元自治体への影響が一層増加するため、現行制度の充実や制度の創設による財政措置を講ずること。（都市整備局→防衛省）

参 考

(1) 基地交付金及び調整交付金

【交付額の推移】

(単位：百万円)

年度	都内区市町村の合計			全 国
	基地交付金	調整交付金	計	
平成28年度	3,479	370	3,849	35,540
平成29年度	3,483	369	3,852	35,540
平成30年度	3,444	366	3,810	35,540
令和元年度	3,631	384	4,015	36,540
令和2年度	3,629	385	4,014	36,540
令和3年度	3,790	391	4,181	36,540
令和4年度	3,697	417	4,113	37,540
令和5年度	3,692	419	4,110	37,540
令和6年度	3,663	425	4,089	37,540
令和7年度	3,742	462	4,203	38,540

(2) 再編交付金

【交付額の推移】

(単位：千円)

年 度	再編関連特定周辺市町村（横田飛行場）						
	立川市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	合計
平成19年度	25,958	25,958	51,917	25,958	25,958	38,923	194,672
平成20年度	69,204	69,204	138,437	69,204	69,204	103,835	519,088
平成21年度	69,204	69,204	138,437	69,204	69,204	103,835	519,088
平成22年度	69,204	69,204	138,437	69,204	69,204	103,835	519,088
平成23年度	103,835	103,835	207,641	103,835	103,835	155,723	778,704
平成24年度	103,835	103,835	207,641	103,835	103,835	155,723	778,704
平成25年度	103,835	103,835	207,641	103,835	103,835	155,723	778,704
平成26年度	103,835	103,835	207,641	103,835	103,835	155,723	778,704
平成27年度	77,876	77,876	155,723	77,876	77,876	116,800	584,027
平成28年度	51,888	51,888	103,776	51,888	51,888	77,876	389,204

5 米空母艦載機着陸訓練

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田飛行場及び厚木飛行場において米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。また、予備飛行場にも指定しないこと。

<現状・課題>

米空母艦載機着陸訓練（F C L P）は、航空機の騒音や事故への不安など、周辺住民の平穏で安全な生活を妨げている。

平成3年から、暫定措置として硫黄島で実施されているが、天候等の事情により実施できない場合、厚木飛行場等を使用して実施する旨の通告を受けている。

横田飛行場においては平成13年度以降F C L Pは行われていないが、厚木飛行場においては平成29年9月にF C L Pが行われ、激しい騒音が発生した。

また、令和7年5月には、横田飛行場が予備飛行場に6年連続で指定された。

<具体的要求内容>

航空機騒音や事故に対する住民の不安を解消するため、今後、横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

また、予備飛行場にも指定しないこと。

参 考

○ 米空母艦載機着陸訓練

【横田飛行場、厚木飛行場における米空母艦載機着陸訓練の実施状況】

年 度	横田飛行場		厚木飛行場	
	訓練実施日数 (日)	訓練飛行回数 (回)	訓練実施日数 (日)	騒音測定回数 (回)
平成 9年度	7	1, 329	9	626
平成10年度	10	981	4	88
平成11年度	3	800	10	528
平成12年度	6	1, 184	8	455
平成13年度	0	0	3	108
平成14年度	0	0	4	63
平成15年度	0	0	2	53
平成16年度	0	0	6	182
平成17年度	0	0	5	108
平成18年度	0	0	4	74
平成19年度	0	0	4	248
平成20年度	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0
平成23年度	0	0	0	0
平成24年度	0	0	3	782
平成25年度	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	4	754
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0
令和 5 年度	0	0	0	0
令和 6 年度	0	0	0	0
令和 7 年度	0	0	0	0

(注) 厚木飛行場の騒音測定回数は着陸訓練時のものであり、滑走路北 1 km 地点に設置した騒音計が、70db 以上を 5 秒以上継続して計測した回数である。

6 意見聴取及び情報提供

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更等に際しては、十分な情報提供を行うとともに、あらかじめ地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
- (2) 基地の管理及び運用等に伴い、基地周辺住民に影響を与える事柄については、地元自治体への情報提供等を適切に行うこと。

<現状・課題>

米軍基地の設置、管理及び運用等については、基地周辺住民に大きな影響を与える可能性があるため、地元自治体からの意見聴取、地元自治体への十分な情報提供等により、基地周辺住民や自治体の理解を得ることが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更や、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」第9条に基づく協力要請、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の運用等に伴い地元自治体に多大な影響を与える事柄については、事前に地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
- (2) 基地の管理及び運用等に伴い、基地周辺住民に影響を与える以下の事柄については、地元自治体への情報提供等を適切に行うこと。
- ① 人員降下訓練や編隊飛行の実施に関する情報、飛行高度・飛行経路等航空機の飛行実態に関する情報については、事前に地元自治体に情報を提供するとともに、国の責任において速やかに公表すること。
- また、航空機の飛行実態等、基地の運用に関し地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍等から情報を収集し、速やかに回答を行うこと。
- ② 米軍施設・区域内外に居住する米軍構成員等に関する情報は、基地対策を含む施策の基礎となる重要な情報である。このため、その実態が把握できるように、軍種別、軍人・軍属・家族別、区市町村別の人数内訳など詳細な情報を自治体に提供すること。
- ③ 在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードについて、国の責任におい

て、在日米軍の統合軍司令部への移行に伴う要員に関し、概要及び意義、派遣に伴う周辺への影響、見通しなどの情報を提供するとともに、その他、基地周辺住民に影響を与える事柄についても、情報提供等を適切に行うこと。

- ④ 日米合同委員会の合意事項については、速やかに公表すること。

7 米軍基地における新興感染症に係る対応

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局・保健医療局)

基地内において新興感染症が発生した場合は、実効性のある感染防止対策を講じるよう、米側へ働きかけを行うとともに、地元自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。

<現状・課題>

これまでも新型コロナウイルス感染症などの新興感染症が在日米軍基地内で発生しており、今後このような感染症が発生した場合には、周辺住民が安心して暮らせるような対策が必要である。

<具体的要求内容>

新興感染症について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染防止対策の徹底、検査・医療提供体制の確保・充実、及びゲノム解析の実施や変異株の検出状況等の病原体情報の提供等について継続的な確認や働きかけを行うとともに、地元自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、他県で地元自治体に十分な情報提供が行われなかった事例があったことを踏まえ、国内法を適用し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく発生届を義務づけるなど、全ての米軍人等の感染状況について確実に情報提供を行うこと。

加えて、駐留軍等労働者等の感染防止対策にも、万全を期すこと。

さらに、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。